

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
5 年 6 月 29 日	
熊本市長 大西 一史 殿	
提出者	
住 所 熊本市中央区保田窪1丁目8番17号	
氏 名 有限会社 幸 明 開 発	
取 締 役 小 山 田 寿 幸	
電話番号 0 9 6 - 3 8 7 - 2 9 3 3	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	有限会社 幸 明 開 発
事業場の所在地	熊本市中央区保田窪1丁目8番17号
計画期間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	職別工事業（07）
② 事業の規模	元請完成工事高 222,762 千円
③ 従業員数	9 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	【解体工事】 ・ 排出する産業廃棄物は処理業者に委託し、収集運搬から最終処分まで管理。 ・ 分別解体の徹底により最終処分量を削減し、再生利用業者に再資源化を委託。 ・ 再生有効利用を促進し、処理業者と適正な委託契約を締結。

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(管理体制図)

取締役

・廃棄物処理総括責任者

廃棄物処理担当者

- ・マニフェスト伝票の発行
- ・数量管理
- ・処分場との委託契約管理
- ・廃棄物処理に関する各種事項の確認

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	【解体工事】 ・排出抑制をする為に、分別解体及び解体工法を検討し、極力抑制している。 ・再生利用を原則とし、分別及び減量化を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	【解体工事】 ・再資源化・再生利用を有効にする為、先進的な取組みを徹底する。 ・産業廃棄物処理基準及び関係法令を遵守、環境に配慮する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別解体工法を徹底し、産業廃棄物の種類及び数量をマニフェスト伝票で管理をしている。(汚泥、廃プラスチック類、繊維くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃石綿、その他)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別解体の後、混合廃棄物としての搬出の削減を徹底する。 ・再資源化施設の搬入には、適切な分別が要求されており、各現場において、教育・指導を徹底し分別の促進を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施の予定が無い。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施の予定が無い。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙のとおり	
	自 ら 埋 立 処 分 又 は 海 洋 投 入 処 分 を 行 っ た 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙のとおり	
	自 ら 埋 立 処 分 又 は 海 洋 投 入 処 分 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施の予定が無い。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書内訳(前年度(4 年度)実績)

(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に 関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
燃え殻										
汚泥	1.00					1.00				
廃油	2.15					2.15				
廃アルカリ										
廃プラスチック類	16.64					16.64				
紙くず・繊維くず	88.25					88.25				
木くず	436.68					436.68				
繊維くず										
金属くず	78.58					78.58				
ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	345.62					345.62				
Pタイル										
ケイカル板										
レンガ										
鉱さい										
がれき類	6807.93					6,807.93				
動物のふん尿										
廃石綿等										
廃蛍光灯										
廃石膏ボード	140.42					140.42				
合 計	7,917.27					7,917.27				

産業廃棄物処理計画書内訳(今年度目標値)

(単位:トン)

産業廃棄物の種類	産業廃棄物の排出に関する事項	自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に 関する事項	産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	排出量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行う量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う量	全処理委託量	優良認定処理業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
燃え殻										
汚泥	0.5					1		1		
廃油	1					1		1		
廃アルカリ										
廃プラスチック類	10					10		10		
紙くず・繊維くず	60					60		60		
木くず	400					400		400		
繊維くず										
金属くず	50					50.0		50.0		
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	250					250		250		
Pタイル										
ケイカル板										
レンガ										
鉱さい										
がれき類	5000					5,000		5,000		
動物のふん尿										
廃石綿等										
廃蛍光灯										
廃石膏ボード	100					100		100		
合 計	5,872					5,872		5,870		